

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 作付変更届について
- 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 5号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 29番 熊 倉 睦 委員 | 30番 原 田 勝 委員 |

31番 小林茂宏委員 32番 坂井浩行委員
33番 横山一雄委員 34番 廣川哲也委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	高 野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。4番、藤田吉則委員、32番、坂井浩行委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、1番、渡邊一英委員、10番、眞野薫委員、18番、内山清委員、26番、星野英治委員、27番、内山敏雄委員、34番、廣川哲也委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時36分 1番、渡邊一英委員、10番、眞野 薫委員、
18番、内山 清委員、26番、星野英治委員、
27番、内山敏雄委員、34番、廣川哲也委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積3,098㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

165番は、山王西地内の農地1筆、1,076㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万〇,〇〇〇円であります。

166番は、井栗地内の農地2筆、2,022㎡をあっせんによる売買により取得したいものでございます。価格は、10a当たり〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

120ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定53件、面積23万2,260.81㎡で、再設定304件、面積196万1,537.50㎡、合計では357件、面積219万3,798.31㎡であります。

それでは、2ページにお戻りを願います。167番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

167番から17ページの217番までの51件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

167番は大面地内の農地3筆、1,982.81㎡、168番は同じく大面地内の農地2筆、1,005㎡、169番は石上3丁目地内の農地3筆、2,349㎡、170番は井栗地内の農地3筆、6,042㎡、171番は同じく井栗地内の農地2筆、2,152㎡、172番は須戸新田地内の農地2筆、2,002㎡、173番は下保内地内の農地1筆、651㎡、174番は同じく下保内地内の農地6筆、6,508㎡、4ページをお願いいたします。175番は東本成寺地内外の農地計10筆、7,153㎡、176番は茅原地内の農地1筆、1,998㎡、177番は同じく茅原地内の農地2筆、1,752㎡、178番は安代地内の農地1筆、4,828㎡、179番は原地内の農地3筆、6,124㎡、180番は栗山地内の農地2筆、3,949㎡、181番は西本成寺1丁目地内の農地3筆、2,124㎡、6ページをお願いいたします。182番は塚野目3丁目地内の農地2筆、396㎡、183番は大宮新田地内の農地2筆、2,227㎡、184番は鶴田地内外の農地計6筆、9,821㎡、185番は鶴田地内の農地4筆、6,068㎡、186番は同じく鶴田地内の農地3筆、3,932㎡、187番は同じく鶴田地内の農地1筆、1,011㎡、188番は井栗地内の農地6筆、2,817㎡、8ページをお願いいたします。189番は月岡地内の農地8筆、3,539㎡、190番は大島地内の農地1筆、1,031㎡、191番は同じく大島地内の農地1筆、1,031㎡、192番は東光寺地内の農地2筆、5,247㎡、193番は茅原地内の農地2筆、3,317㎡、194番は前谷内地内外の農地計3筆、3,997㎡、195番は塚野目3丁目地内外の農地計11筆、1万1,020㎡で10ページをお願いいたします。196番は井栗地内の農地11筆、1万2,338㎡、197番は大宮新田地内の農地3筆、6,019㎡、198番は須戸新田地内の農地2筆、4,046㎡、199番は同じく須戸新田地内の農地6筆、5,885㎡、200番は柳場新田地内の農地2筆、3,973㎡、201番は西大崎1丁目地内の農地1筆、1,97

0㎡、202番は東大崎2丁目地内の農地2筆、2,884㎡、12ページをお願いいたします。203番は下保内地内の農地2筆、2,544㎡、204番は東鱒田地内の農地1筆、2,709㎡、205番は善久寺地内の農地1筆、2,742㎡、206番は鬼木地内の農地1筆、307㎡、207番は尾崎地内の農地1筆、1,471㎡、208番は吉野屋地内の農地12筆、6,107㎡、209番は蔵内地内の農地2筆、8,360㎡、14ページをお願いいたします。210番は蔵内地内の農地1筆、5,946㎡、211番は茅原地内の農地1筆、4,989㎡、212番は大沢地内の農地5筆、7,500㎡、213番は福岡地内外の農地計26筆、1万4,754㎡、214番は馬場地内の農地3筆、3,013㎡、16ページをお願いいたします。215番は上大浦地内の農地4筆、4,084㎡、216番は同じく上大浦地内の農地13筆、9,289㎡、217番は江口地内の農地6筆、8,620㎡、以上51件は相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の218番及び219番の2件、合計面積6,637㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、218番から順にご説明をいたします。218番は荻堀地内の農地1筆、1,000㎡、219番は鶴田地内外の農地計6筆、5,637㎡、以上2件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

18ページをお願いいたします。220番から120ページの523番までの304件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、11月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時11分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定53件、再設定304件、合計件数359件、面積219万6,896.31㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の357件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする2件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

（午前9時51分 1番、渡邊一英委員、10番、眞野 薫委員、
18番、内山 清委員、26番、星野英治委員、
27番、内山敏雄委員、34番、廣川哲也委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第2号説明の前に、大変恐縮ですが、議案の訂正のお願いとあわせておわびを申し上げたいと思います。

お手元に配付をさせていただきました議第2号及び議第6号の正誤表をあわせてご覧いただきたいと思います。最初に、議案123ページをお願いいたします。議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』の1番ですが、借り受け人、譲り受け人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の経営面積が「1, 151a」となっておりました。正しくは「4, 286a」でございますので、訂正をお願いいたします。

次に、議案129ページをお願いいたします。議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の59番ですが、転用目的の欄に「事業

計画変更承認同時申請」の文字が抜けておりましたので、訂正をお願いいたします。訂正は以上であります。大変申しわけございませんでした。

それでは、引き続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』をご説明いたします。

121ページをご覧願います。三条市長からの諮問書の写しでございます。

122ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に利用権を設定する農用地6,637㎡の利用配分計画（案）でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考としまして、本年7月1日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。123ページをご覧願います。一番左の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の218番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する荻堀地内の農地1筆、1,000㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとすることでございます。

2番は、219番、鶴田地内外の農地計6筆、5,637㎡、以上2件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとすることでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数2件、面積6,637㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議のないものと認めるという意見でありました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

125ページをご覧ください。今月の申請は7件で、合計面積1万4,657㎡であります。

124ページをお願いいたします。37番は、上須頃地内の農地3筆、2,025㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

38番は、帯織地内の農地3筆、893㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

39番は、長沢地内外の農地計9筆、1,961㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

40番は、大平地内の農地1筆、2,791㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

41番は、小古瀬地内の農地2筆、270㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

42番は、鬼木新田地内の農地8筆、1,221㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、贈与により取得するものであります。

43番は、新堀地内の農地11筆、5,496㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数7件、面積1万4,657㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

127ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計面積2,469㎡であります。

126ページをお願いいたします。22番は、月岡1丁目地内の農地2筆、1,854㎡を相続により取得し、1筆を貸し倉庫、物置2棟、資材置き場、搬入通路及び駐車場の用地として、もう1筆を賃貸住宅1棟及び駐車場16台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条高等学校南東250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の18番で貸し倉庫、物置2棟及び資材置き場等の用地について、19番で賃貸住宅及び駐車場16台の用地について、それぞれ農地法第4条の許可申請がなされております。

23番は、新光町地内の農地1筆、334㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第二中

学校北西600m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の58番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

24番は、西潟地内の農地2筆、170㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、井栗小学校南側200m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の59番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

25番は、江口地内の農地1筆、111㎡を南側に隣接する農地1筆、138㎡と合わせ、使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟並びに屋外駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、花江大橋北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の60番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積2,469㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

128ページをご覧願います。今月の申請は3件で、合計面積2,038㎡であります。

18番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の22番でご説明をさせていただいた貸し倉庫、物置2棟及び資材置き場等の用地で、19番は同じく議第4号の22番でご説明をさせていただいた賃貸住宅1棟及び駐車場16台の用地でございますので、説明は省略をさせていただきます。

20番は、江口地内の農地2筆、184㎡を住宅増築1棟及び雪おろし場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、花江大橋北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積2,038㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

131ページをご覧願います。今月の申請は9件で、合計面積5,309㎡であります。

129ページへお戻りをお願いします。58番、59番、60番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の23番、24番、25番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

61番は、興野2丁目地内の農地1筆、923㎡を賃貸借権の設定により、駐車場39台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、新潟県三条地域振興局南東200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

130ページをお願いいたします。62番は、嘉坪川1丁目地内の農地3筆、2,921㎡を売買により取得し、配送センター用地造成の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

63番は、東鱒田地内の農地2筆、177㎡を贈与により取得し、北側雑種地94㎡と一体利用し、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、西鱒田小学校西側50m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

64番は、西鱒田地内の農地2筆、174㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、鱒田保育所南側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

65番は、西鱒田地内の農地2筆、53㎡を贈与により取得し、雪おろし場及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、鱒田保育所南側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66番は、飯田地内の農地2筆、308㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場3台及び通路等の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、

飯田小学校北西 800m 付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願ひます。

12番、大竹正信委員。

第 1 調査部会長（12番大竹正信委員）

議第 6 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数 9 件、面積 5,309㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願ひます。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第 6 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第 1 調査部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第 1 号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第 2 号から報第 5 号まで、続けて事務局より報告を願ひます。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

34番、廣川です。報第2号の中で番号でいいますと52番から57番まで賃貸借のところで第三者に利用権設定と解約理由がございましたが、わかることがあれば教えてください。

議長（野崎会長）

しばらく休憩に入ります。

（午前10時17分から午前10時18分まで休憩）

議長（野崎会長）

これより会議を再開いたします。

事務局。

事務局（清水事務局長）

中間管理事業を利用する予定です。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月22日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日午後3時より開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

そして、また終了後、恒例の忘年会を行いたいと思いますので、出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 4 番）

議事録署名委員（ 3 2 番）
